令和６年10月11日開催

書面添付制度に係る研修会



制度概要 編

小牧税務署

目次

Q1　書面添付制度は、どのようにしてできたのですか。　P１

Q２　書面添付制度の趣旨はどのようなものですか。　P３

Q３　書面添付制度の効果はどのようなものですか。　P５

Q４　制度の普及・定着に向けた取組とは、どのような取組ですか。　P７

Q５　現在、制度の普及・定着はどこまで進んでいますか。　P９

Ｑ１　書面添付制度は、どのようにしてできたのですか。

Q1　書面添付制度は、どのようにしてできたのですか。

書面添付制度は、次の沿革のとおり、昭和31年度の税理士法の改正で導入されました。
その後、経済取引の進展に伴い、税理士に対する納税者等の要請も複雑化・多様化するなど、税理士制度を取り巻く環境の変化を受け、平成13年度には「事前通知前の意見聴取」制度が創設、令和4年度の税制改正では「添付書面の様式の見直し」が行われたところです。
これらは、日本税理士連合会と国税庁、各税理士会・各支部と局・署の協議会等を通じた取組により、現在の形となっております。

昭和31年　書面添付制度の創設

所得税、相続税、贈与税及び法人税申告書への書面添付がある場合における更正処分前の意見聴取制度が創設

平成13年　意見聴取制度の拡大

納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度の確立を目指すとの観点から、税理士法の改正が行われ、新たに「事前通知前の意見聴取」が規定されるなど、意見聴取制度が大幅に拡充

平成21年　意見聴取結果についてのお知らせの送付の規定

意見聴取の結果、調査に移行しないこととされた場合に、原則として文書による調査省略通知を行うよう国税当局の事務運営指針を改正

令和4年　添付書面の様式改訂（令和６年４月１日施行）

税理士法第33条の２に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式改訂
資産税に対応する様式が新たに制定

Ｑ２　書面添付制度の趣旨はどのようなものですか。

Ｑ２　書面添付制度の趣旨はどのようなものですか。

書面添付制度とは、税理士が作成又は審査した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを、税理士法第33条の２に規定する書面（いわゆる添付書面）や、税理士への意見聴取を通じて明らかにすることが可能な**税理士に付与された権利**であり、**法令に沿った適正な申告書の作成・提出に資する**とともに、国税当局もこれを尊重することで、**税務執行の円滑化・簡素化を図る**趣旨で作られた制度です。

○　税理士法第33条の２第１項

税理士又は税理士法人は（中略）申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を当該申告書に添付することができる。

○　税理士法第35条第１項

税務官公署の当該職員は、第33条の２第１項又は第２項に規定する書面が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士※に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

Ｑ３　書面添付制度の効果はどのようなものですか。

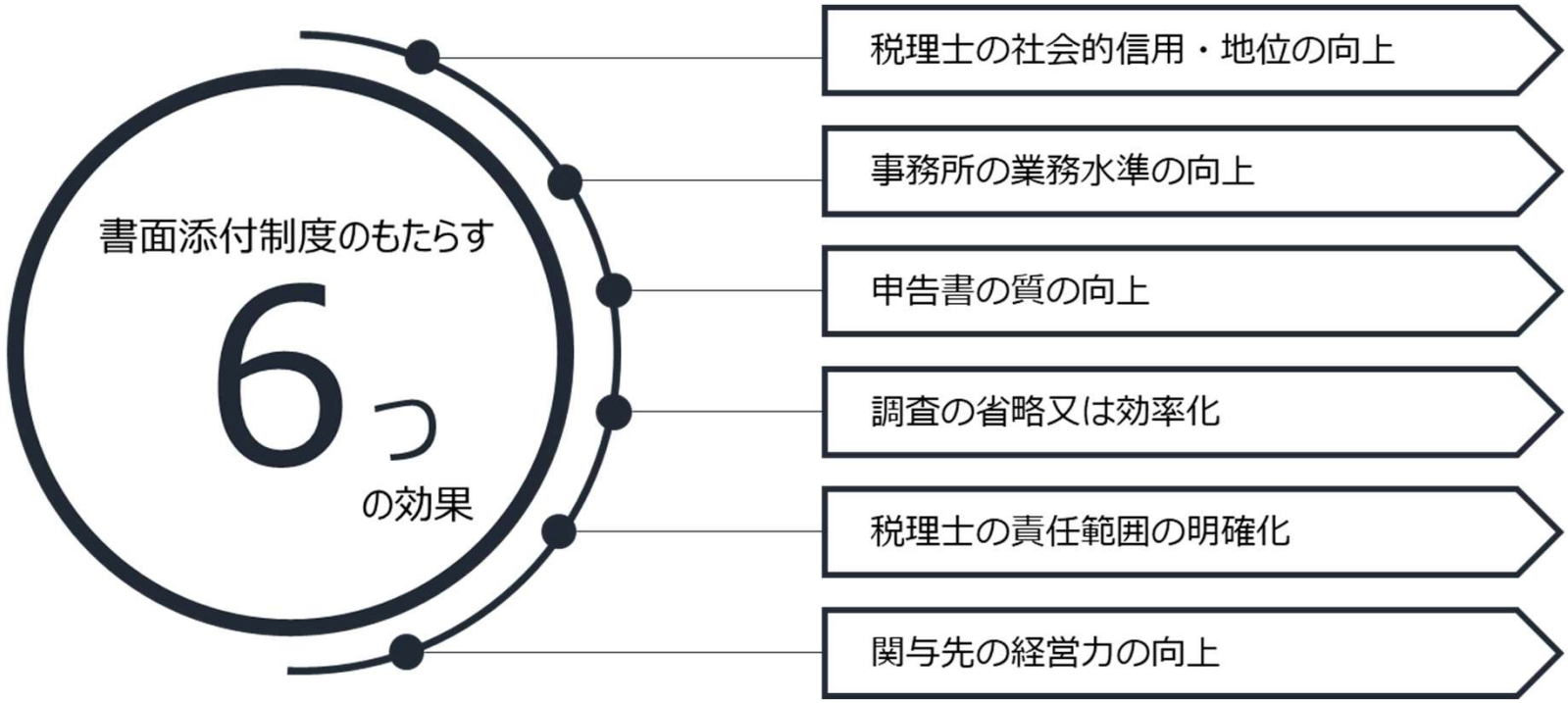
Ｑ３　書面添付制度の効果はどのようなものですか。

日本税理士会連合会の作成したリーフレットにも記載されていますが、**書面添付制度の効果**（メリット）**としては、次の６つ**があげられます。

当局側におけるメリットの一つに「調査の省略又は効率化」があげられますが、これは添付書面の提出件数の増加や記載内容の充実により、添付書面を申告審理に積極的に活用することで、疑問点の解消に繋がり、**調査省略件数の増加が期待できる**というものです。

申告審理の場面では疑問点が解消せず、意見聴取を実施した場合であっても、意見聴取の中で、申告書の作成や判断の過程が明確となり、結果として**調査省略の件数が増加することとなれば、調査必要度の高い納税者を抽出することが可能となる**ため、「調査事務の効率化」が図られると考えております。

○　日本税理士会連合会リーフレットより



Ｑ４　制度の普及・定着に向けた取組とは、どのような取組ですか。

Q４　制度の普及・定着に向けた取組とは、どのような取組ですか。

日本税理士会連合会と国税庁との双方が認識を一つにして、制度のより一層の普及・定着を図っていくため、平成20年６月に右記のとおり、合意事項が取りまとめられました。

その中の項目の一つとして、本制度のより円滑な運用が図られ、普及・定着が促進されるよう、**税理士会員及び国税当局の職員に対して研修等を行う**とともに、**税理士会と国税局、署と支部との間における「書面添付制度に関する協議会」を定期的に実施**し、本制度に関する双方の理解をより深めていくこととされています。

名古屋局では、平成18年10月に名古屋税理士会・東海税理士会の両税理士会と申合せにより、「署単位での書面添付制度協議会」を実施していくことの合意がなされております。

国税庁と日税連の合意事項（平成20年６月13日）

書面添付制度の普及・定着

1　様式関係

税理士法第33 条の２第１項又は第２項に規定する添付書面（以下「添付書面」という。）の様式等について、次に掲げる事項に関して改訂する方向で速やかに検討を進め、所要の措置を講じる。

①　添付書面の様式に税務署の収受印欄を設けること。

②　添付書面の様式の「３ 計算し、整理した主な事項」又は「3 審査した主な事項」欄の記載要領を改正すること。

③　添付書面の様式の「３ 計算し、整理した主な事項」又は「3 審査した主な事項」欄にできるだけ多くの内容が記載できるようにすること。

2　調査省略通知関係

①　記載内容が良好な添付書面について、意見聴取後、調査省略を行った場合には、文書による調査省略通知（以下「調査省略通知」という。）を行う。

（注）次の場合は調査省略通知の対象とならない。

・　記載内容が良好でない添付書面について、意見聴取後、調査省略を行った場合

・　記載内容が良好な添付書面であっても、意見聴取を行わない場合

②　調査省略通知は、次の準備が整い次第、実施する。

イ　調査省略通知実施要領（通知書様式を含む。）の作成

ロ　調査省略通知を円滑に実施するため、税理士会内に調査省略通知に関する相談窓口等を設置

ハ　職員及び税理士に対する書面添付制度及び調査省略通知の実施に関する考え方等の周知

3　職員及び税理士会会員に対する広報

国税当局及び日税連は、書面添付制度及び調査省略通知の実施等に関して次の取組を行うなど、職員及び税理士会会員に対し、その普及・定着に努める。

①　日税連においては、マルチメディアを利用した研修等による制度の周知及び「一税理士一税目の書面添付運動」の推進

②　国税当局においては、会議・研修等を活用した制度の周知

4　その他

国税局と税理士会、税務署と税理士会支部との間における書面添付制度に関する協議会の実施

Ｑ５　現在、制度の普及・定着はどこまで進んでいますか。

Ｑ５　現在、制度の普及・定着はどこまで進んでいますか。

名古屋局における**「税目別の書面添付割合等」**については、次のとおりです。
添付割合は、緩やかではありますが、連年増加している状況にあります。

税目別の書面添付割合等

		法人税		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度
		令和２年４月～令和３年３月	令和３年４月～令和４年３月	令和４年４月～令和５年３月
申告件数	①	321千件	325千件	331千件
税理士関与件数	②	293千件	297千件	303千件
書面添付件数	③	31千件	32千件	33千件
書面添付割合	③/②	10.5%	10.7%	11.0%
意見聴取割合	④	0.3%	0.5%	0.7%
実地調査省略割合	⑤	36.8%	48.8%	53.4%

		所得税	相続税	贈与税
		令和４年分	令和３年分	令和４年分
申告件数	①	2,707千件	24千件	70千件
税理士関与件数	②	637千件	21千件	37千件
書面添付件数	③	10千件	6千件	1千件
書面添付割合	③/②	1.51%	29.7%	1.12%
意見聴取割合	④	0.5%	4.9%	0%
実地調査省略割合	⑤	79.2%	34.1%	0%

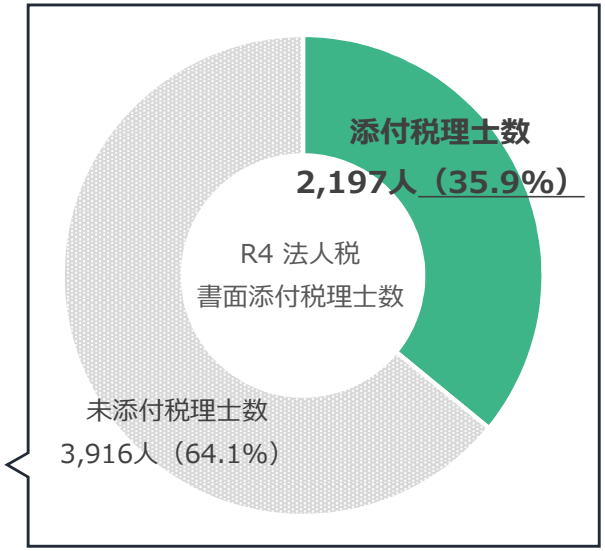
（注）１　意見聴取割合は、書面添付件数に占める意見聴取件数の割合を示す。
　　２　実地調査省略割合は、意見聴取件数に占める実地調査を省略した件数の割合を示す。

Q５　現在、制度の普及・定着はどこまで進んでいますか。

こちらは、**「法人税申告における書面添付税理士数等」**になります。
支部に所属する税理士の方の中で、どれくらいの割合の方が書面添付制度を利用しているかを示したものになりますが、令和４年度において、**約36%の方が利用いただいている状況**です。
利用いただいている税理士の方（添付割合）も、年々増加している状況です。

法人税申告における書面添付税理士数等

年度	局署区分	開業税理士数 ①	添付税理士数 ②	未添付税理士数 ③（①－②）	添付割合 ④（②／①）	未添付割合 ⑤（③／①）
Ｒ２	名古屋局	6,226人	1,990人	4,236人	32.0%	68.0%
	小牧署	207人	57人	150人	27.5%	72.5%
Ｒ３	名古屋局	6,160人	2,034人	4,126人	33.0%	67.0%
	小牧署	213人	59人	154人	27.7%	72.3%
Ｒ４	名古屋局	6,113人	2,197人	3,916人	35.9%	64.1%
	小牧署	208人	58人	150人	27.9%	72.1%



（注）１　「開業税理士」は、翌年６月末現在の開業税理士の数である。
　　２　「添付税理士」は、4月から翌年3月までの法人税申告事績を基にしている。

Ｑ５　現在、制度の普及・定着はどこまで進んでいますか。

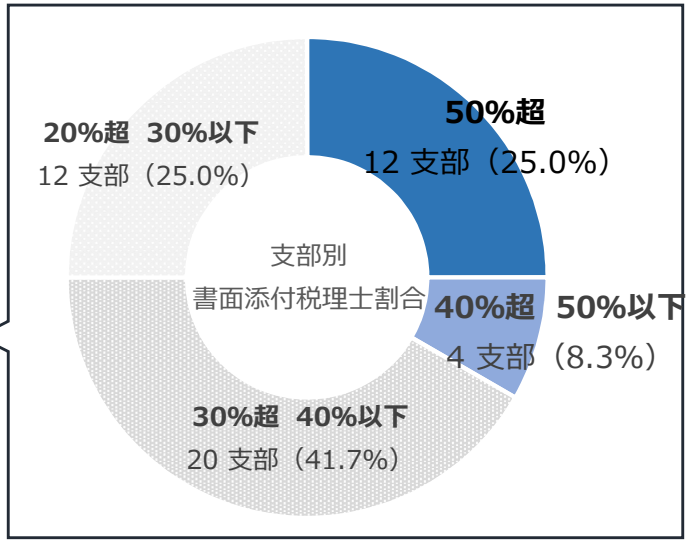
こちらは、**「法人税申告における支部別の書面添付税理士割合」**を示した表とグラフです。「書面添付税理士割合」とは、その支部の税理士数に占める添付税理士の割合になります。

支部に所属している税理士の方のうち、**書面添付制度を利用している税理士数が４割を超えている支部が約33%**という状況です。

なお、この割合は、添付書面を多く提出している税理士の方がいても、一人として換算しておりますので、留意願います。

法人税申告における支部別の書面添付税理士割合

書面添付税理士割合	支部数			構成比		
	R２	R３	**R４**	R２	R３	**R４**
50%超	7	9	12	14.6	18.8	25.0
40%超　50%以下	9	7	4	18.8	14.6	8.3
30%超　40%以下	16	17	20	33.3	35.3	41.7
20%超　30%以下	14	12	12	29.2	25.0	25.0
10%超　20%以下	2	3	0	4.1	6.3	0.0
10%以下	0	0	0	0.0	0.0	0.0



（注）「書面添付税理士割合」は、開業税理士数に占める添付税理士の割合を分布で表したものである。

Ｑ５　現在、制度の普及・定着はどこまで進んでいますか。

こちらは、当署における「税目別の添付状況」です。
ここでいう署の添付割合とは、その署の管内の支部に所属する税理士が提出した書面添付割合ではなく、あくまで提出された署ごとの書面添付割合になります。
例えば、提出いただいた添付書面のある申告の多くが他署であった場合、提出先の署の添付割合に影響することとなるため、この添付割合をもって支部の書面添付制度の利用状況は一概に判断できませんが、評価指標の一つとしてお考えください。

税目別の添付状況

税目	局署区分	令和２年度		令和３年度		令和４年度	
		添付件数	添付割合	添付件数	添付割合	添付件数	添付割合
法人税	名古屋局	30,736件	10.5%	31,186件	10.7%	33,213件	11.0%
	小牧署	1,177件	9.6%	1,240件	9.9%	1,308件	10.3%
		令和２年分		令和３年分		令和４年分	
所得税	名古屋局	8,982件	1.4%	9,200件	1.4%	9,640件	1.5%
	小牧署	348件	1.3%	351件	1.3%	410件	1.5%
贈与税	名古屋局	456件	1.3%	447件	1.2%	409件	1.1%
	小牧署	6件	0.4%	3件	0.2%	4件	0.3%
		令和元年分		令和２年分		令和３年分	
相続税	名古屋局	5,400件	27.7%	5,506件	28.1%	6,313件	29.7%
	小牧署	256件	24.8%	250件	25.2%	294件	26.4%

（注）１　「添付割合」は、税理士関与件数に占める添付件数の割合を示す。
　　２　相続税の「添付件数」は、各年１月から12月までに相続開始があった申告書に係る書面の添付件数を示す。

ご清聴ありがとうございました。